

府立学校 校長・准校長 様

教育振興室長

学校生活における児童生徒等のマスクの着用について（通知）

先日、5月**20**日に厚生労働省から別添「マスク着用の考え方及び就学前児の取扱いについて」が公表されたことを踏まえ、5月**23**日に政府における「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（以下「基本的対処方針」という。）が変更されました。

これらを受け、文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課から、別添写しのとおり令和4年5月24日付け及び同年5月**25**日付けで事務連絡がありました。これから夏季を迎えるに当たり、学校生活における児童生徒等のマスクの着用について改めて留意すべき点をまとめたもの及び、厚生労働省と連携し、マスク着用の考え方についてまとめたリーフレットの周知を依頼するものです。

については、5月24日付け文部科学省事務連絡の内容を別紙にまとめましたので、改めて確認するとともに、特に夏季に向け、体が暑さに慣れる暑熱順化ができていない今の時期を含め適切に対応できるよう、上記のリーフレットを校内に掲示するなどし、教職員及び児童生徒等に周知願います。

なお、これまで、「府立学校における新型コロナウイルス感染症対策マニュアル（令和2年12月25日 Ver. 4）」及び「府立学校における今後の教育活動等について（令和4年4月5日付け教保第1103号）」並びに「熱中症事故の防止について（令和4年5月16日付け教保第1299号）」等において示してきたマスク着用の取扱いについて、変わりはありませんが、就学前の幼児（2歳以上）のマスクの取扱いについてのみ、基本的対処方針において変更されておりますので、留意願います。

新型コロナウイルスについては、日々状況が変化しているため、今後も必要に応じて別途の対応等についての指示や情報提供を行うことがありますので、留意願います。

《添付文書》

- 【別紙】令和4年5月24日付け 文部科学省事務連絡まとめ
- 別添(写)「学校生活における児童生徒等のマスクの着用について(令和4年5月**24**日付け文部科学省事務連絡)」
- 別添「マスク着用の考え方及び就学前児の取扱いについて(令和4年5月**20**日厚生労働省)」
- 別添(写)「マスクの着用に関するリーフレットについて(令和4年5月**25**日付け文部科学省事務連絡)」
- リーフレット「子どものマスク着用について」
- 【参考】「『新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針』の変更について(令和4年5月**23**日付け文部科学省事務連絡)」

[問合せ先]

【児童生徒等の出席停止に関すること】

高等学校課 学事G 門野・笠松

TEL 06-6944-6887

【教育活動に関すること】

高等学校課 教務G 橋爪・松下

TEL 06-6946-2387

【健康管理等に関すること】

保健体育課 保健・給食 G 松本・木場

TEL 06-6944-9365

【体育・運動部活動に関すること】

保健体育課 競技スポーツ G 杉本・山本

TEL 06-6944-6904

【文化部活動に関すること】

高等学校課 生徒指導G 竹口・高階

TEL 06-6944-3858

【障がいのある児童生徒等への対応に関すること】

支援教育課 学事・教務・支援G 森田・上田

TEL 06-6944-9362

【服務に関すること】

教職員企画課 企画G

TEL 06-6944-9374

【教職員の健康管理に関すること】

福利課 健康・福祉G 熊谷・小倉

TEL 06-6941-3991